

業務用乗用車関連費用などの損金不算入特例

2016年3月30日

I. 改正趣旨

法人名義で高級外車など高価な乗用車を購買または賃借（リース、レンタル）した後に業務用ではなく、私的な用途に使用して、減価償却費、燃料費、保険料、賃借料など、当該乗用車に関連する費用の全額を法人の費用として処理する慣行を防止するため、政府は税法を改正して業務用乗用車に関連した費用の損金不算入などの特例規定^{註1)}を新設しました。

註1) 法人税法第27条の2〔業務用乗用車関連費用の損金不算入などの特例〕、同法施行令第50条の2〔業務用乗用車関連費用などの損金不算入特例〕、同法施行規則第27条の2〔業務用乗用車関連費用などの損金不算入特例〕

II. 改正内容の要約

区分	内容	備考
適用対象車両	乗用車（但し、運輸業、自動車販売業などで事業に直接的に使用する乗用車は除く）	
適用対象費用	減価償却費、賃借料、燃料費、保険料、修理費、自動車税、通行料、ファイナンス・リースの利子費用など	
業務用乗用車関連費用の損金算入限度	(1) 業務専用自動車保険に加入し、運行記録を作成した場合 業務用使用金額 = 業務用乗用車に関連した費用 × 業務使用比率 (2) 業務専用自動車保険に加入したが、運行記録を作成しなかった場合 業務用使用金額 = Min（業務用乗用車に関連した費用, 1,000万円） (3) 業務専用自動車保険に加入していない場合 業務用使用金額 = 0万円（全額を損金不算入）	(註1)
減価償却費の限度設定	Min（業務使用の減価償却費または減価償却費相当額, 800万円）	(註2)
処分損失の限度設定	Min（処分損失, 800万円）	
適用時期	2016年1月1日以後に開始される事業年度に支出または発生する分から適用	(註3)

(註1) 業務使用比率 = 乗用車別の運行記録上の業務用走行距離 ÷ 総走行距離

業務用走行距離とは、事業場、取引先、および代理店への訪問、会議参加、販売促進活動、出退勤など、職務と関連した業務を遂行するために走行した距離をいいます。

- (註2) 業務用乗用車の減価償却費は、税務上、損金として計上された減価償却費を意味します。また、減価償却費相当額は車両の賃借方法によって区分し、リース車両の場合はリース料から保険料、自動車税、修理・維持費を差し引いた金額を、レンタル車両の場合はレンタル料の70%を、それぞれ減価償却費相当額と見なします。
- (註3) 2016年1月1日以後に開始される事業年度に支出または発生する分から適用します。但し、2016年の場合は2016年4月1日から運行記録を作成し、当該期間の比率を事業年度全体の業務使用比率として適用します。なお、法人が別途の記録によって業務用使用を立証する場合には、それを合算して業務使用比率を計算することができます。

III. 改正内容

1. 業務用乗用車に対する課税を合理化

(1) 業務用乗用車

業務用乗用車とは、法人が取得・賃借した自動車であって、個別消費税の賦課対象となる乗用車を意味します。但し、運輸業、自動車販売業、自動車賃貸業（レンタカー会社）、施設貸与業（リース会社）、自動車教習所業などで事業上の収益を創出するために直接的に使用される乗用車は除きます。

(2) 適用対象費用

業務用乗用車の減価償却費、賃借料、燃料費、保険料、修理費、自動車税、通行料、ファイナンス・リースの利子費用など、業務用乗用車を取得および維持することによって発生する費用が適用対象となります。

(3) 業務用乗用車の非業務使用金額の損金不算入

2016年1月1日以後に開始される事業年度から、法人が当該事業年度の所得金額を計算するとき、業務用乗用車に関連した費用のうち、業務使用金額に該当しない部分は損金に算入することができません。

(4) 業務用使用金額の計算方法

- ① 業務専用自動車保険^{註1)}に加入し、運行記録を作成した場合

業務用使用金額 = 業務用乗用車に関連した費用 × 業務使用比率

業務用使用比率 = 業務用走行距離^{註2)} ÷ 総走行距離

註1) 業務専用自動車保険は、当該法人の役員および職員、または協力会社の役員および職員が当該法人の業務のために運転する場合だけを補償対象とする自動車保険です。2016年の場合は、2016年4月1日以後に法人が既に加入している自動車保険を更新するときに業務専用自動車保険に加入しなければなりません。

註2) 業務用走行距離は、当該法人の製造施設や販売施設などの事業場訪問、取引先や代理店訪問、会議参加、販売促進活動、出退勤など、職務に関連した業務を遂行するために走行した距離です。

上記のように業務使用比率を立証するためには、事業年度の全期間にわたって運行記録を乗用車別に作成して備え置かなければなりません。また、納税地を管轄する税務署の長から提出を要求されたら即時に提出しなければなりません。

但し、2016事業年度の場合には、2016年4月1日から運行記録を作成し、当該期間の比率を事業年度全体の業務使用比率として適用します。なお、法人が別途の記録によって業務用使用を立証する場合には、それを合算して業務使用比率を計算することができます

現在、「業務用乗用車の運行記録の方法および書式（案）」が確定され、2016年3月7日に行政予告されています。当該告示の内容は、国税庁で意見を収斂したうえで、2016年4月1日から施行される予定です。

② 業務専用自動車保険に加入したが、運行記録を作成しなかった場合

$$\text{業務用使用金額} = \text{Min}(\text{業務用乗用車に関連した費用}, 1,000\text{万円})$$

③ 業務専用自動車保険に加入していない場合

$$\text{業務用使用金額} = 0\text{万円}$$

[業務用乗用車に関連した費用の事例]

区分	業務専用自動車保険加入	業務使用比率の立証	損金認定額
事例 1	○	○ (例：80%立証)	80%
事例 2	○	X	Min (費用, 1台当たり 1,000万円)
事例 3	X	-	0%

2. 業務用乗用車に対する減価償却費および処分損失

(1) 減価償却費（または減価償却費相当額）の業務使用金額

① 減価償却費^{註1)}（または減価償却費相当額^{註2)}）の業務使用金額

$$\text{業務使用減価償却費} = \text{減価償却費 (相当額)} \times \text{業務使用比率}$$

註1) 業務用乗用車の減価償却費は、税務上、損金として計上された減価償却費を意味します。

註2) 減価償却費相当額

法人が業務用乗用車を取得せず、賃借（リース、レンタル）する場合には、業務用乗用車別の賃借料（リース料、レンタル料）のうち、一定の金額を減価償却費相当額と見なします。リース車両の

減価償却費相当額は、リース料から、保険料、自動車税、修理維持費を差し引いた金額であり、リース料から修理・維持費を別途に区分するのが難しい場合には保険料と自動車税を除いたリース料金額の7%を修理・維持費と見なします。また、レンタル車両の場合はレンタル料の70%を減価償却費相当額と見なします。

② 減価償却費（相当額）の損金限度

減価償却費（相当額）の損金限度 = Min（業務使用減価償却費，800万ウォン）

但し、当該事業年度が1年未満の場合には800万ウォンを月割り計算（800万ウォン×月数/12ヶ月）します。

③ 減価償却費（相当額）の限度超過額

業務使用金額として認められますが、800万ウォンを超過する減価償却費（相当額）は別途に管理して、業務用乗用車の業務使用金額のうち、減価償却費（相当額）が800万ウォンに達しない事業年度に、その未達金額を限度として損金として追認します。

(2) 業務用乗用車の償却方法および耐用年数を義務化

2016年1月1日以後に開始される事業年度に新規に取得する業務用乗用車は、既に申告した車両運搬具に対する申告耐用年数と償却方法にかかわらず、定額法、耐用年数5年を適用して計算した金額を税務上の減価償却費としなければなりません。

(3) 業務用乗用車の処分損失

業務用乗用車を処分して発生する損失は、業務用乗用車別に当該事業年度に800万ウォンまで損金として認められます。処分損失のうち、800万ウォンを超過する金額は、処分日が属する次の事業年度から、800万ウォンを均等に損金に算入します。残りの金額が800万ウォン未満の事業年度または処分日から10年が経過した日が属する事業年度には、残りの処分損失額の全額を損金に算入します。

3. 業務用乗用車に関連した費用のうちの私的使用分の所得処分

業務用乗用車に関連した費用のうち、業務以外の使用金額は、その私的使用金額の実際の帰属者に応じて、配当、賞与、その他社外流出として所得処分しなければなりません。

[添付ファイル：業務用乗用車の運行記録簿(案)]

【業務用乗用車の運行記録簿に関する別紙書式】 <2016.4.1.制定>

事業 年度	… ~ …	業務用乗用車の運行記録簿(案)	法 人 名
			事 業 者 登 録 番 号

1. 基本情報

①車種	②自動車登録番号	③自宅	④勤務地	⑤通勤距離(km)
〇〇mw	〇〇ハ 〇〇〇〇	ソウル市江南区道谷洞	ソウル市鍾路区寿松洞	15

2. 業務用使用比率の計算

⑥ 一連 番号	使用者			⑩ 使用 目的	⑪ 使用 日付 (曜日)	運行内訳					⑱ 備考	
	⑦ 部署	⑧ 職位	⑨ 氏名			出発		到着		⑯ 走行距離 (⑮-⑬)(km)		⑰ 業務用 走行距離累計(km)
						⑫ 出発地	⑬ 出発時 累積距離(km)	⑭ 到着地	⑮ 到着時 累積距離(km)			
<作成例示>	営業チーム	チーム長	キム・グヒ	取引先訪問(b)	'16.04.01.(金)	ソウル市鍾路区 寿松洞	10,456	ソウル市江南区 駅三洞	10,466	10	10	
										⑲総走行 距離(km)	⑳業務用走行距離 累計(km)	(21)業務使用 比率(⑳/⑲)

作成方法

1. ① 業務用乗用車の車種を記載します。
2. ② 業務用乗用車の自動車登録番号を記載します。
3. ③~⑤ 使用者の自宅、勤務地、通勤距離(自宅と勤務地との距離)を記載します。通勤に使用しない車両である場合や共用車両の場合は記載しません。
4. ⑥ 一連番号を記載します。
5. ⑦~⑨ 使用者(運転者ではなく車両利用者)の部署、職位、氏名を記載します。
6. ⑩ 使用目的に対する類型及びコードは次の区分によって記載します。

区分	使用目的の類型	コード
業務用	製造・販売施設などの当該法人の事業場訪問	a
	取引先・代理店訪問	b
	会議参加	c
	販促活動	d
	通勤	e
	教育・訓練など、その他上記に定めていない業務使用目的	f
非業務用	非業務用	g

7. ⑪ 使用日付を記載します。
8. ⑫ 業務用乗用車の運行出発地を記載します。
9. ⑬ 業務用乗用車の運行出発時の自動車のインパネの総累積距離を記載します。
10. ⑭ 業務用乗用車の運行到着地を記載します。
11. ⑮ 業務用乗用車の運行到着時の自動車のインパネの総累積距離を記載します。
12. ⑯ 走行距離は到着時の自動車のインパネの総累積距離(⑮)から出発時の自動車のインパネの総累積距離(⑬)を差し引いて算出します。
13. ⑰ 走行距離のうち、使用目的(⑩)が(g)非業務用ではない走行距離の累計を記載します。
14. ⑱~(21) 当該事業年度の総走行距離の合計、業務用走行距離の累計、業務使用比率を各々記載します。